

# 身体拘束等適正化のための指針

## 1、 理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を損なうものであります。等事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体的拘束をしない支援の実施に努めます。

## 2、 身体拘束廃止に向けての基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わないこととします。

### (2) 緊急・やむを得ない場合の3原則

身体拘束を行う場合には次の3つの要件を満たすことが必要です。

- ① 切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。
- ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない事。
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的である事。

### (3) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は十分に検討を行い、身体拘束による心身の害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明、同意を得て行います。

当事業所において、やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目

- ・ 自傷行為、他害があった場合、又はそれを抑制する場合
- ・ 屋外移動時における事故等からの回避、パニック、発作時等
- ・ 屋内活動時における事故等からの回避、パニック、発作時等
- ・ クールダウンの為の個室静養時

また、身体拘束を行った場合はその状況についての経過記録の整備を行いできるだけ早期に拘束を解除するよう努力をします。

### 3, 身体拘束廃止に向けた体制

#### (1) 身体拘束廃止委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて「身体拘束適正化検討委員会」（以下、「委員会」と言う）を設置します。

委員会は施設長、委員長、副委員長を構成員とし、年1回以上開催します。身体拘束適正化委員会は障害者虐待防止委員会と一体的に行う。

措置目的

- ・事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導
- ・身体拘束をすることがないように、職員教育や研修の実施

#### (2) 研修の実施

- ・定期的な教育や研修（年1回以上）を実施する。
- ・新任者に対する身体拘束廃止、改善のための研修を実施する。
- ・その他必要に応じて教育や研修（事例検討など）を行う。

### 4, 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

#### (1) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間など記録をもとに説明を行い、十分な理解が得られるように努めます。

#### (2) 記録と再検討

身体拘束を行った場合は、専用様式を用いて心身の状態や内容、目的、理由、拘束時間や、やむを得なかった理由などを記入する。

#### (3) 拘束時の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

## 5, 利用者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者又はその家族や関係機関が閲覧できるようホームページに掲載する。

附則 令和4年4月1日より施行する